

2 パンフレット等の作成・配布

種 別		時 期	備 考
パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ○「もうすぐはじまります介護保険」 ○「すぐわかる介護保険」 ○点字パンフレット ○みんなで育てる介護保険 VOL.4,5 ○介護保険Q & A 	<ul style="list-style-type: none"> 2月発行 2月発行 2月発送 2月、3月発行 3月発行 	<ul style="list-style-type: none"> いずれも特別対策を盛り込んだ改訂版 「すぐわかる～」の点字版
ビデオ	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護保険制度がはじまります」（手話入り） ○一般国民向け政府広報ビデオ 	<ul style="list-style-type: none"> 1月下旬発送 3月発送 	<ul style="list-style-type: none"> 「字幕入り」と同様 リーフレット付き広報ビデオ
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ○タレントを起用した大判ポスター ○ワイドフォトニュース 	<ul style="list-style-type: none"> 3月発送 3月発送 	<ul style="list-style-type: none"> A1版・カラー刷り 主要駅にも掲載 市町村、公民館等に掲示

3 その他

上記の一般国民向け広報とは別に、第2号被保険者や介護保険事業者などに対する広報についても、3月下旬までに積極的に行うこととしている。

○介護保険事業者向け広報

- ・「シルバーサービス展」：3月9日～11日、東京で開催
- ・「介護サービス事業への民間企業参入促進に関するセミナー」：3月下旬、東京で開催

○第2号被保険者向け広報

社会保険庁においてポスターの配布等を実施する。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の概要

※今般、1月12日の医療保険福祉審議会の答申（別添参照）を受けて、標記政令を1月21日に公布したところであるが、その概要は以下のとおりであるので、管下市区町村に対して内容の周知を図られたい。

1. 高額介護サービス費関係（高額居宅支援サービス費についてはこれに準ずる）

- (1) 居宅サービス等に係る費用のうち高額介護サービス費の対象となる費用は、
- ・ 居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費
 - ・ 施設介護サービス費（食事の提供に要する費用を除く）
 - ・ 特例施設介護サービス費（食事の提供に要する費用を除く）
- の合計額に90分の100を乗じた額とすること。
- (2) 高額介護サービス費は、同一世帯の要介護者及び要支援者が同一月に受けたサービスに係る利用者負担を合算し（利用者負担世帯合算額）、利用者負担世帯合算額が37,200円を超える場合に支給するものとし、個々の被保険者に対する支給額は、利用者負担額に応じて按分して算定すること。
- (3) 公費負担医療の対象となるサービスについては、その他のサービスと切り分けて高額介護サービス費を算定することとし、実際の所得区分にかかわらず37,200円とすること。（世帯合算なし）
- (4) 低所得者に対する配慮から、利用者負担上限額を以下のとおりとすること。
- ①市町村民税世帯非課税者等 → 24,600円
- ・ その属する世帯の世帯主及び世帯員の全てについて市町村民税が非課税又は免除されているもの（市町村民税世帯非課税者）
 - ・ 利用者負担上限額が24,600円まで減額されなければ生活保護受給者になってしまう者
- ②高齢福祉年金受給者等 → 15,000円
- ・ 市町村民税世帯非課税者である高齢福祉年金受給者（世帯合算なし）
 - ・ 生活保護の被保護者（世帯合算なし）
 - ・ 利用者負担上限額が15,000円まで減額されなければ生活保護受給者になってしまう者

2. 平成12年度から平成14年度までの保険料率の算定に関する基準の特例

介護保険法施行令第38条においては、3年間を通じて同一の額として設定することとしているため、平成12年度から平成14年度までの事業運営期間における基準額は、同条の特例として、各年度ごとに異なる額を設定することができるものとする。

3. 市町村間の介護保険の財政の調整を行うための調整交付金の算定方法等

(1) 法第122条第1項に規定する調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とすること。

(2) 普通調整交付金は、次に掲げる事項の市町村間における格差により生ずる介護保険の財政の不均衡を是正することを目的として交付すること。

①第1号被保険者の総数に対する75歳以上である者の割合

②介護保険法施行令第38条第1項各号に掲げる区分の各々の第1号被保険者の分布状況

(3) 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し交付すること。

(4) 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額から普通調整交付金として交付すべき額の合計額を控除して得た額とし、特別調整交付金として交付すべき額の合計額が特別調整交付金の総額に満たないときは、その満たない額は普通調整交付金として交付すること。

4. 市町村に交付される事務費交付金の算定方法等

(1) 介護保険法第126条の政令で定める費用を要介護認定事務費とすること。

(2) 事務費交付金は要介護認定等申請者1人当たりの要介護認定事務費に要介護認定等申請者数を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額を基準として算定すること。

5. その他所要の改正を行うこと。



(別添)

平成12年1月12日

厚生大臣 丹羽雄哉 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘

答 申 書

平成11年12月20日厚生省発老第103号をもって諮問のあった、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正、並びに短期入所サービス区分の区分支給限度基準額の拡大の基準、介護保険施設における食事の提供に関する標準負担額等に係る厚生大臣の定める告示の制定については、概ねこれを了承する。

なお、主な個別の事項に関する両部会の考え方、及び審議過程で出された主な意見等は次の通りであるので、その内容に応じ、適切な対応を図られたい。

1 高額介護サービス費の支給要件等について

高額介護サービス費の支給により設定される利用者負担の上限や食事の標準負担額については、今回諮問のあった水準で実施するものとするが、制度の実施状況や老人保健制度との均衡等を踏まえ、必要に応じ適切な対応を検討すべきである。

なお、高額介護サービス費の支給要件等に住民税世帯非課税という区分を設けることに関し、法律上、家計に与える影響を勘案して定めることとされている点において第1号保険料の算定とは異なる要素はあるが、負担能力を世帯単位に評価することは世帯分離を促す結果になるとの意見があった。また、生活保護被保護者の取扱い、及び生活保護被保護者ではないが資産を有する低所得者の取扱いについて検討すべきとの指摘があった。

2 調整交付金について

- (1) 特別調整交付金については、今回諮問のあったように保険料や利用料に係る災害時の減免を行った保険者に対して交付するものとするが、離島等の地域を有する保険者に対する臨時特例交付金による支援が平成14年度までの措置とされていること等を踏まえ、制度施行後の実施状況を見ながら必要に応じ検討を加えるべきである。

また、普通調整交付金についても、それが十分機能しているか制度施行後の実施状況を見ながら必要に応じ検討を加えるべきである。

- (2) 各市町村に交付される調整交付金は、国の負担25%のうち5%を調整財源として交付される制度であるが、調整交付金の割合が5%未満の保険者の場合5%を下回る部分が第1号保険料に上乘せされることになることから、そのような市町村が出ないように、その財源を25%の外枠として必要額を確保すべきとの強い意見があり、また、その場合には第2号保険料の割合も含め検討すべきとの意見があった。

3 経過的居宅給付支給限度額の下限の額について

- (1) 老人保健福祉計画の達成状況が低いなど、居宅サービスの基盤整備が遅れている市町村については、早急に基盤整備を推進すべきである。都道府県及び国は、居宅サービスの基盤整備が遅れている市町村に対して、必要な支援、助言、指導を行うべきである。

- (2) 経過的居宅給付支給限度額を適用する特定市町村となるかどうかは、居宅サービスの基盤整備の状況等を踏まえ、あくまでも市町村自らの判断によるものであるが、市町村が安易に低い限度額を定めることに結びつかないようにすべきである。また、特定市町村を選択した市町村においては、サービス提供体制の確保に必要な措置を講じるとともに、都道府県及び国においてもできる限り早期に特定市町村から脱却できるよう支援に努めるべきである。

4 短期入所の利用枠拡大について

短期入所の利用枠の拡大措置の実効性を確保するため、各市町村における短期入所サービスの基盤整備を推進すべきである。

また、これに関連して、区分支給限度額として定められる短期入所の利用枠そのものについても、制度施行後の利用状況等を踏まえ、要介護者等が利用し易いものとなるよう、必要に応じ検討を加えるべきとの意見があった。

厚生省発老第103号
平成11年12月20日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮 問 書

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部を別添要綱のとおり改正すること並びに短期入所サービス区分の区分支給限度基準額の拡大の基準、介護保険施設における食事の提供に関する標準負担額等に係る厚生大臣の定める告示を別添要綱のとおり制定することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第14条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

(別添)

第1 介護保険法施行令の一部改正関係 (要綱)

1. 高額介護サービス費の支給要件等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条第1項に規定する「政令で定めるところにより算定した額」は、要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービス（食事の提供を除く。）（以下「居宅サービス等」という。）に係る費用（保険給付に係る部分に限る。）の総額とする。
- (2) 法第51条第2項に規定する高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、以下のとおりとする。
 - ① 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が、同一の月に受けた居宅サービス等（生活保護法の被保護者に係る居宅サービス等を除く。）に係る利用者負担の合算額が37,200円を超える場合に、当該世帯に属する要介護被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担の世帯合算額から37,200円を控除して得た額を、当該要介護被保険者に係る利用者負担額に応じて按分した額とする。
 - ② ①の場合において、要介護被保険者が次のいずれかに該当する場合は、「37,200円」とあるのは、「24,600円」とする。
 - イ 市町村民税世帯非課税者である場合
 - ロ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、居宅サービス等があった月において、「37,200円」とあるのが「24,600円」とされたならば被保護者とならない場合
 - ③ 要介護被保険者が被保護者である場合に、同一の月における介護扶助の対象となる費用の合算額が15,000円を超えるときは、当該合算額から15,000円を控除した額を高額介護サービス費として支給する。
 - ④ ①の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、居宅サービス等があった月において、「37,200円」とあるのが「15,000円」とされたならば被保護者とならない場合（②の

ロに該当する場合を除く。)は、「37,200円」とあるのは、「15,000円」とする。

- ⑤ 要介護被保険者が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、老齢福祉年金の受給権を有しているとき（被保護者である場合及び④に該当する場合を除く。）は、同一の月の当該要介護被保険者の利用者負担額から15,000円を控除した額が、①及び②により支給されるべき高額介護サービス費の額を超える場合は、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、利用者負担額から15,000円を控除した額とする。
- ⑥ 上記のほか、要介護被保険者が公費負担医療等給付が行われるべき居宅サービス等を受けた場合における取扱い等について所要の規定を置く。

2. 高額居宅支援サービス費の支給要件等

- (1) 法第61条第1項に規定する「政令で定めるところにより算定した額」は、居宅要支援被保険者が同一の月に受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）に係る費用（保険給付に係る部分に限る。）の総額とする。
- (2) 法第61条第2項に規定する高額居宅支援サービス費の支給要件、支給額その他高額居宅支援サービス費の支給に関して必要な事項については、高額介護サービス費に準じたものとする。

第2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係（要綱）

1. 調整交付金関係

(1) 普通調整交付金及び特別調整交付金

法第122条第1項に規定する調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とすること。

(2) 普通調整交付金の算定方法等

① 普通調整交付金は、全国平均の第1号被保険者のうち75歳以上である者（以下「後期高齢者」という。）の割合（以下「後期高齢者加入割合」という。）と当該市町村の後期高齢者加入割合の格差及び全国平均の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分ごとの分布状況（以下「所得段階別被保険者割合」という。）と当該市町村の所得段階別被保険者割合の格差を考慮して、当該格差により生ずる令第38条第1項又は第39条第1項に規定する保険料の基準額の格差を解消することを旨として交付するものとする。

② 各市町村の普通調整交付金の交付額は、当該市町村の標準給付費額に普通調整交付金交付割合を乗じた額に別に定める率を乗じて得た額とし、普通調整交付金交付割合は、100分の22から、100分の17に後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別被保険者数補正係数を乗じて得た数を控除して得た数に相当する割合とするものとする。（省令事項）

③ ②の後期高齢者加入割合補正係数は、次の式により算定するものとする。（省令事項）

$$\left(\begin{array}{l} \text{全国平均の第1号被保険者のうち65歳以上75歳未満である者（以下「前期高齢者」という。）の割合（以下「前期高齢者加入割合」という。）} \\ \times \left[\begin{array}{l} \text{前期高齢者に係る補正要介護・要支援発生率（要介護者又は要支援者である前期高齢者数の前期高齢者数に対する割合を、要介護者又は要支援者である前期高齢者の要介護度別の分布状況等を踏まえて補正した割合をいう。以下同じ。）} \end{array} \right] \\ + \text{全国平均の後期高齢者加入割合} \\ \times \left[\begin{array}{l} \text{後期高齢者に係る補正要介護・要支援発生率（要介護者又は要支援者である後期高齢者数の後期高齢者数に対する割合を、要介護者又は要支援者である後期高齢者の要介護度別の分布状況等を踏まえて補正した割合をいう。以下同じ。）} \end{array} \right] \end{array} \right)$$

当該市町村の前期高齢者加入割合

× 前期高齢者に係る補正要介護・要支援発生率

+ 当該市町村の後期高齢者加入割合

× 後期高齢者に係る補正要介護・要支援発生率

④ ②の所得段階別被保険者数補正係数は、次の式により算定するものとする

こと。(省令事項)

1-

$$\left[\begin{aligned} & \left\{ \begin{aligned} & \left(\begin{aligned} & \text{当該市町村の第1号被保険者のうち令第38条第1項} \\ & \text{第1号に掲げる者であるものの割合} \end{aligned} \right) \\ & - \left(\begin{aligned} & \text{全国平均の第1号被保険者のうち令第38条第1項} \\ & \text{第1号に掲げる者であるものの割合} \end{aligned} \right) \end{aligned} \right\} \times 0.5 \\ + & \left\{ \begin{aligned} & \left(\begin{aligned} & \text{当該市町村の第1号被保険者のうち令第38条第1項} \\ & \text{第2号に掲げる者であるものの割合} \end{aligned} \right) \\ & - \left(\begin{aligned} & \text{全国平均の第1号被保険者のうち令第38条第1項} \\ & \text{第2号に掲げる者であるものの割合} \end{aligned} \right) \end{aligned} \right\} \times 0.25 \\ - & \left\{ \begin{aligned} & \left(\begin{aligned} & \text{当該市町村の第1号被保険者のうち令第38条第1項} \\ & \text{第4号に掲げる者であるものの割合} \end{aligned} \right) \\ & - \left(\begin{aligned} & \text{全国平均の第1号被保険者のうち令第38条第1項} \\ & \text{第4号に掲げる者であるものの割合} \end{aligned} \right) \end{aligned} \right\} \times 0.25 \\ - & \left\{ \begin{aligned} & \left(\begin{aligned} & \text{当該市町村の第1号被保険者のうち令第38条第1項} \\ & \text{第5号に掲げる者であるものの割合} \end{aligned} \right) \\ & - \left(\begin{aligned} & \text{全国平均の第1号被保険者のうち令第38条第1項} \\ & \text{第5号に掲げる者であるものの割合} \end{aligned} \right) \end{aligned} \right\} \times 0.5 \end{aligned} \right]$$

(3) 特別調整交付金の算定方法等

特別調整交付金は、災害その他特別の事情（災害等により減免の措置を行った保険料の額が一定額以上である場合及び災害等により保険給付割合の変更の措置を行った保険給付の加算額が一定額以上である場合とする：省令事項）がある市町村に対し交付するものとする。

(4) 普通調整交付金及び特別調整交付金の総額

普通調整交付金の総額は、(2)により各市町村に対して交付すべき額の合計額とし、特別調整交付金の総額は、法第122条第2項に規定する調整交付金の総額から普通調整交付金の総額を控除して得た額とすること。また、特別調整交付金の総額が、(3)により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、普通調整交付金の総額に加算するものとする。

(5) 上記のほか、調整交付金の算定に関し所要の規定を置く。

2. 事務費交付金関係

- (1) 法第126条の政令で定める費用は、法第27条から第37条までの規定により市町村が行う要介護認定又は要支援認定に係る事務の処理に必要な費用（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により審査判定業務を都道府県に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。）とすること。
- (2) (1)のほか、事務費交付金の算定に関し所要の規定を置く。

第3 介護保険法施行規則の一部改正関係（要綱）

1. 介護保険施設における食事の標準負担額関係

法第48条第2項第2号に規定する「厚生省令で定める者」及びその「標準負担額」（告示事項）は、以下のとおりとする。

(1) 「厚生省令で定める者」

① 以下のいずれかに該当する者

- イ. 市町村民税世帯非課税者
- ロ. 標準負担額が1日当たり500円であれば被保護者とならない者

② 以下のいずれかに該当する者

- イ. 老齢福祉年金の受給権者であつて、市町村民税世帯非課税者であるもの
- ロ. 被保護者
- ハ. 標準負担額が1日当たり300円であれば被保護者とならない者（①のロ.に該当する者を除く。）

(2) 「標準負担額」

- ① (1)の①及び②に該当しない者 1日当たり760円
- ② (1)の①に該当する者 1日当たり500円
- ③ (1)の②に該当する者 1日当たり300円